

「公民館及び公民館類似施設建設補助金」概要

(自治公民館建設補助金概要)

1. 新築、全面改築の場合

補助限度額 2,200千円 ~ 3,500千円

(補助基準額) $135,000 \text{円} \times \text{基準面積 } 100 \text{m}^2 \times \text{補助率 } 1/5 = 2,700,000 \text{円}$

(算定方法) ア. 1m^2 の建築単価が135,000円を超える場合
 $135,000 \text{円} \times \text{建築延面積} \times 1/5 \times \text{乗率 (85\% \sim 130\%)} = \text{補助金額}$
世帯数毎の補助限度額は下表のとおり

イ. 1m^2 の単価が135,000円以下の場合
 1m^2 の建築単価 \times 建築延面積 $\times 1/5 \times \text{乗率 (85\% \sim 130\%)} = \text{補助金額}$
世帯数毎の補助限度額は下表のとおり

【補助限度額一覧】

100世帯以下の場合	2,200千円 (2,700千円 \times 85%)
100世帯を超える場合	2,400千円 (2,700千円 \times 90%)
200世帯を超える場合	2,700千円 (2,700千円 \times 100%)
300世帯を超える場合	2,900千円 (2,700千円 \times 110%)
500世帯を超える場合	3,200千円 (2,700千円 \times 120%)
700世帯を超える場合	3,500千円 (2,700千円 \times 130%)

(備考) 「新築」…自治公民館を有していない町内が新たに設置する場合。
「全面改築」…既存の建物を全て解体し新たに建設する場合や、屋根及び柱のみを残して着手する工事。それ以外は「改築」。

2. 既設建物購入の場合

補助限度額 2,400千円

(算定方法) 取得価格 $\times 1/5 = \text{補助金額}$

3. 増築及び改築の場合

補助限度額 500千円

(算定方法) ア. 1m^2 の建築単価が135,000円を超える場合
 $135,000 \text{円} \times \text{増築(改築)面積} \times 1/5 = \text{補助金額}$

イ. 1m^2 の単価が135,000円以下の場合
 1m^2 の建築単価 \times 増築(改築)面積 $\times 1/5 = \text{補助金額}$

(備考) 「新築・全面改築」と同様に建築確認書の写しを必ず添付する。

4. 修繕の場合

(建物の部分的な改修も含む)

補助限度額 500 千円

(算定方法) 工事費×1/5

(備考) 経費が500千円以上であること

5. 施設整備の場合

(施設便所を水洗式に改造する場合及び污水管を公共下水道に接続する場合に限る)

補助限度額 500 千円

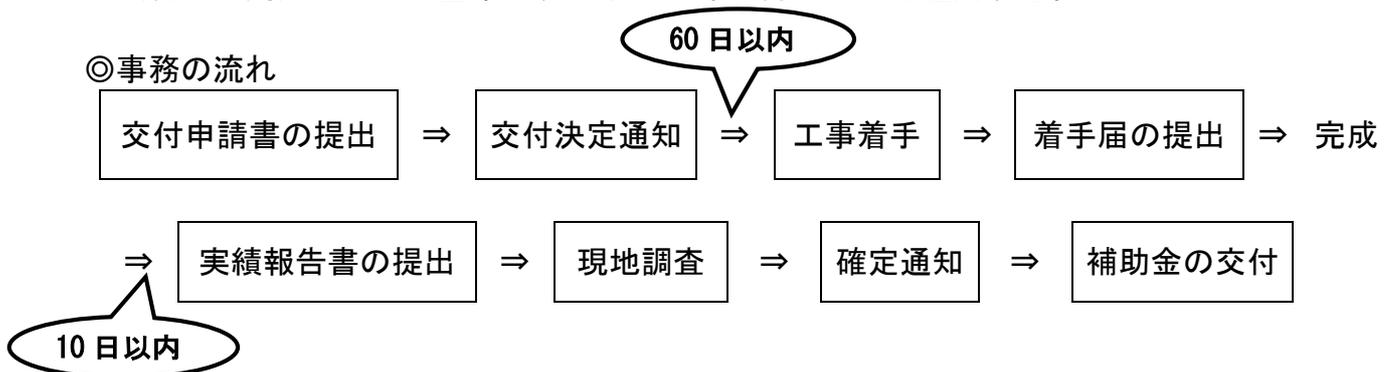
(算定方法) 工事費×1/5

《一般事項》

- (備考)
- ・ 公民館類似建設補助金の交付を受けて5年を経過しないものについては、交付申請はできないものとする。(ただし、「施設整備」は除く)
 - ・ 本市又は他の公的機関から対象公民館の建設事業へ補助金の交付がある場合(申請中のものも含む)は、交付申請はできないものとする。
 - ・ 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - ・ 次のものは補助対象外経費
 - ①用地取得費、②別棟の施設、③外構工事、④着脱又は移動可能な付属設備及び備品、⑤消耗品、⑥建築確認申請等手数料及び各種保険料
 - ⑦解体費用(全面改築の場合)

(付 則) ・ この基準は、平成19年4月1日から適用する。

◎事務の流れ



* 請求書作成の際の注意事項

- ・ 債権者は実績報告書の申請者と同じ氏名でお願いします。
 - ・ 口座番号は右詰です。
 - ・ 口座名義には必ずフリガナを記入ください。
 - ・ 口座名義に債権者(申請者)と異なる氏名が入る場合は、委任状も記入ください。
- 請求日は額確定日以降です。実績報告と同日ではありません。